

第 2 回会合を踏まえた事業者への追加質問事項

令和 8 年 1 月 30 日
事 務 局

第2回会合を踏まえた事業者への追加質問事項

【NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルへの質問事項】

1. 電気通信事業法は事業者に対する規制を主眼としており、27条の3は事業者間の適正な競争を阻害するおそれのある諸行為を禁止するものである。このような電気通信事業法の趣旨に照らすと、「一消費者の行動である解約に対して制約をかけることになる規制を設けるという説明は難しい」という考えもありうるが、短期解約に対して規制で対処すべきとの主張であれば、短期解約が電気通信事業法上どのように問題であると考えているのか。
(西村（暢史）委員)
2. 「短期解約が事業活動に影響を及ぼしている」という各社の主張について、
 - (1) (単にコストの大きさを示すのではなく) 事業活動への影響の程度が分かるように試算していただきたい。試算が難しいのであれば、その理由を教えていただきたい。(西村（暢史）委員、三澤委員)
 - (2) 短期解約を、「利用者間の不公平」や「事業者間の適正な競争に影響を与える行為」として位置づける場合、それらの具体的状況やその影響の程度についても、電気通信事業法上の問題があると考えているのか。
(西村（暢史）委員)
 - (3) 短期解約によって設備投資にも影響が生じているという実態はあるのか。(宮川委員)
3. モバイル市場におけるMVNOとの競争に関して、2019年事業法改正の前後、また、27条の3の規律対象事業者に係る基準変更（2023年）の前後をどのように評価しているか。(西村（暢史）委員)
4. 4事業者間で紳士協定のようなものを結ぶことにより、手配師などを使った悪質なMNPにストップをかけられないか。
(横田委員)